

# しょう しょうがいしゃやくたい おも そろだん 障がい者虐待と思ったらすぐに相談を

がつ か か しょうがいしゃやくたい  
12月3日～9日は「障害者週間」

しょうがいしゃやくたいでは、虐待をしている人にその認識がない、また、虐待されている人がそう認識できず被害を訴えない場合があります。

閩福祉・児童課（すこやか内） ☎87-0777  
※休日夜間（緊急通報のみ受付） ☎88-1111

## ぎやくたい 虐待されていますか？

### しんたいてきぎやくたい れい 身体的虐待の例

- ・たたかれる、なぐられる、けられる
- ・手や足をしばられる
- ・過剰な薬で身体の動きをおさえる

### しんりてきぎやくたい れい 心理的虐待の例

- ・どなられる、悪口やひどいことを言われる
- ・仲間はずれにさせられる
- ・他の人の前でばかにされる

### せいてきぎやくたい れい 性的虐待の例

- ・わいせつな行為をする、させる
- ・裸にする

### ねぐれくと（ほうき ほうち） れい ネグレクト（放棄・放置）の例

- ・ごはんやトイレの世話をしない
- ・入浴させなかったり衣服を取り替えない
- ・必要な治療や福祉サービスを受けさせない

### けいざいてきぎやくたい れい 経済的虐待の例

- ・年金や預金を無断で使用する
- ・年金や預金を管理して渡さない



## み 見たことありませんか？

### しんたいてきぎやくたい 身体的虐待のサイン

- ・身体に傷・あざ・やけどなどが頻繁にみられる
- ・急におびえたり、こわがったりする
- ・「蹴られる」「家に帰りたくない」などの訴えがある

### しんりてきぎやくたい 心理的虐待のサイン

- ・かきむしり、かみつきなど態度が攻撃的
- ・過度におびえる、わめく、泣くなどのパニック症状
- ・あきらめ、なげやりの様子、表情がなくなる

### せいてきぎやくたい 性的虐待のサイン

- ・異性に対しておびえる
- ・性器の痛みやかゆみを訴える

### ねぐれくと ネグレクトのサイン

- ・部屋が不衛生で異臭がする
- ・ずっと同じ服や下着を着ている
- ・身体が汚れている、過度に空腹を訴える

### けいざいてきぎやくたい 経済的虐待のサイン

- ・日常生活に必要な金銭を渡されてない
- ・サービスの利用料や生活費の支払いができない



10月中に発生した死亡事故（7件9人）の特徴は次のとおりです。

- ・高齢者が犠牲になる事故が多い（9人中6人）
- ・高齢運転者によるものが多い（7件中5件）
- ・土日の発生が多い（7件中5件）

交通事故は、他人事だと思つていませんか。交通の危険は身近に潜んでいます。

**注意**  
10月中に発生した死亡事故（7件9人）のうち勝山市内3人が死亡

交通事故に遭わないために

### ドライバーの方へ

速度を控える

運転は、運転技術を過信せず、速度を控えて走行しましょう。

歩行者優先

横断歩道を通る時は、歩行者優先で思いやりを持った運転をしましょう。

早めのライト点灯

早めにライトを点灯し、こまめにハイビームに切り替えましょう。

### 歩行者の方へ

反射材の着用

夜間は明るい服装で反射材を着用して外出しましょう。

横断歩道の利用

近くに横断歩道がある場合は、横断歩道を利用しましょう。

閩勝山警察署

☎88-0110



# 野焼きは原則禁止です



屋外での焼却行為（野焼き）は、煙、すず、悪臭により、周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシンなどの有害物質を発生し、健康被害を引き起こしたり、大気汚染の原因となります。

そのため、野焼きは法律で原則禁止されており、違反すると重い処分が科されます。

### 処分の内容

法律に違反すると、燃え残ったものなどの処分代金の他、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

法人の場合は3億円以下の罰金が科せられます。



地面で直接物を燃やしたり、ドラム缶やブロック積み、簡易焼却炉などでゴミを焼却するのは法律違反です

閩環境政策課（市役所1階）

☎88-8104

例外もありますが、煙や悪臭で周囲の迷惑、交通の障害となつているなど、必要最小限度のものとして認められない場合や一般のゴミと一緒に燃やしたといった場合には野外焼却は認められず、行政指導の対象になります。

### 例外として認められているもの

- ① 国、地方公共団体が公の施設の焼却
- ② 震災、風水害、火災、凍害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却（災害時の応急対策、火災予防訓練）
- ③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼きなど）
- ④ 農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（稲わら、漁網についた水草の焼却など）
- ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの（バーベキューなど）

## そうだんまどぐち そうだんいん しょうかい 相談窓口・相談員のご紹介（敬称略）

市役所や下記の相談窓口など、身近な人にお気軽に相談してください。

### ■勝山市障害者生活支援センター

（すこやか内） ☎87-0600  
障がいのある方や児童、ご家族の方が安心して生活できるように、さまざまな相談に応じます。

### ■障害者相談員

相談者の目線に立った相談・支援を行います。

水谷 修（村岡町浄土寺） ☎88-3481  
石橋 清美（旭町2丁目） ☎88-2906

### ■障害者相談支援事業所

|                            |                   |                      |
|----------------------------|-------------------|----------------------|
| 勝山市社会福祉協議会<br>障害者相談支援事業所   | 郡町1丁目<br>（すこやか内）  | ☎88-1177             |
| 九頭竜相談支援事業所<br>（九頭竜ワークショップ） | あさひまちちよめ<br>旭町3丁目 | ☎87-6300<br>☎87-3003 |
| 大日園相談支援事業所                 | あらどろまつた<br>荒土町松田  | ☎89-3210             |